

規制の事前評価書

政策の名称	被保護者就労支援事業における秘密保持義務の創設について	担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 古川 夏樹	評価実施時期	平成25年5月
法令案等の名称・関連条項	生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の6第3項及び第85条の2						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現に生活保護を受けている者(以下「被保護者」という。)の自立の助長をより一層図る観点から、就労支援を強化するため、保護の実施機関(都道府県知事等)は就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)を創設することとします。</p> <p>被保護者就労支援事業の実施においては、事業に従事する職員は、利用者である被保護者の個人情報に触れることが想定されるため、利用者である被保護者の個人情報を保護することにより、被保護者が安心して事業者へ情報提供を行うことができるよう、必要な措置を講ずることとします。</p> <p>事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携等を行うことから、具体的には、被保護者就労支援事業について、都道府県等から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、また、当該秘密保持義務違反をした者に対し、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科すこととします。</p>						
想定される代替案	被保護者就労支援事業について、都道府県等から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、ガイドライン等を踏まえ、その事務に関して知り得た秘密を漏らさないよう努めなければならないものとし、また、当該秘密保持義務違反をした者に対し、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科すこととします。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	事業者は、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生します。また、秘密保持義務違反をした場合、罰則(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなります。	事業者は、業務上知り得た秘密を漏らさないよう努める場合には、秘密保持の措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生します。					
2 行政費用	国及び都道府県等は、事業者に制度を周知するための費用が発生します。保護の実施機関は、秘密保持義務違反をした事業者に対して調査・指導を行う等の業務負担が発生します。	国及び都道府県等は、事業者への制度周知や、ガイドライン等を作成するための費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	特になし。	秘密保持について実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合には、事業を利用する被保護者が不利益を被ります。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	事業利用者の個人情報を保護することにより、利用者である被保護者は安心して事業者へ情報提供を行うことができるようになります。また、事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待され、制度の運用を適切に実施することができると考えられます。	秘密保持のガイドライン等を示すことにより、事業利用者の個人情報を保護することが期待できますが、秘密保持について努力義務であることから、その実効性の担保が不十分であり、被保護者の個人情報が悪用される可能性を排除できないため、改正案と同程度の便益は期待されません。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案では、事業の利用者である被保護者の個人情報を保護することにより、安心して事業を利用することができるようになります。さらに、事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待されます。一方で、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれますが、被保護者の就労支援を強化することにより自立の助長が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられます。</p> <p>代替案では、ガイドライン等を作成するための費用等が発生します。また、秘密保持については努力義務であることから、事業利用者の個人情報が悪用された場合は、利用者が不利益を被ることが考えられます。そのため、改正案と同様に被保護者の自立の助長が図られるという便益が期待されるものの、事業利用者の個人情報が悪用された場合には費用が便益を上回ることも想定されます。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が適切であると考えられます。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>平成25年1月25日「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(抄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を保護しながら、関係機関において必要な情報を把握し、共有することができる仕組みを検討していくことが必要である。 ・新たな制度の法制化を図る場合、相談支援事業の従事者等に守秘義務を課すことが適当である。 						
レビューを行う時期又は条件	今回の改正法案においては、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して必要があると認める時は、改正後の生活保護法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。						